

関西電力の老朽原発(高浜 1、2 号機、美浜 3 号機)の 再稼働を認めないことを求める陳情書

2021 年 2 月 15 日提出

福井県議会議長
畑 孝 幸 殿

(陳情者)「福井から原発を止める裁判の会」
事務局長:嶋田千恵子
連絡先:同会事務局 小野寺和彦
〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1
Tel 090-6275-4451

1. 陳情の趣旨

私たちは、原子力発電施設全般、とりわけ 40 年を超えて運転されようとしている福井県内の原子力発電所の安全性について、以下のような理由により、大きな危惧を感じています。

1. 陳情の理由

(1) 原子力発電所の重要なファクターに関する原(生)データについて国がノーチェックであること

① 原子炉圧力容器の監視試験片の原データについて国がノーチェックであること

名古屋地方裁判所で審理が行われている高浜 1、2 号機、美浜 3 号機を対象とした運転期間延長認可取消訴訟(国を被告とする行政訴訟)において、原子力規制委員会は、監視試験片の試験結果の原データを入手することなく、高浜 1 号機及び 2 号機、美浜 3 号機の運転期間の延長を認可したことを認めています。これに関連して、原データを入手する必要がない理由のひとつとして、原子力規制委員会は「原子力規制委員会は、供用後において、保安規定認可により、関西電力における品質保証体制が確立されていることを確認し、その後の保安規定の遵守状況に対する検査等をもって、監視試験が適性に実施され、その試験データが適正に収集されることなどへの信頼性を担保している」(10頁) (2019 年10月9日付け被告第19準備書面)と述べています。簡単に言うと国は関西電力の品質保証体制を信頼しているので、原データをチェックする必要はないということのようです。

② 基準地震動の策定に関わる生データについて国がノーチェックであること

同様のことは過去にもありました。大飯 3、4 号機差止訴訟の名古屋高裁金沢支部での控訴審第 7 回口頭弁論(2016 年 2 月 29 日)において、関電の代理人は裁判長の「一審被告は、(基準地震動の策定に関する)生データについては審理促進の観点から前向きに対応お願いします。」という呼びかけに対して、「私どもとしても審理の促進には協力致します。ただ、我々の補充的立証として規制委員

会に出した証拠については、規制委員会は生データを見ずに許可を出したというのではなく、我々の技術的能力も見た上で判断なされたのです。」と答えています。先の監視試験片についての考え方と同様の論理です。

* なお、以上の2つの事項については口頭弁論調書により確認が可能です。

(2) 「ばらつき」を加味すると老朽原発の基準地震動は1000ガルを超える！

昨年12月4日、大阪地方裁判所が大飯原子力発電所3、4号機設置変更許可処分取り消しを命じたことはご存知のことと思います。国が自ら定めた「地震動審査ガイド」内の「ばらつき条項」を無視したことが国側敗訴の理由でした。以下、「ばらつき条項」の原文です。

「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」

この「ばらつき条項」は、2011年の福島原発事故後に、同事故を踏まえ、かつ基準地震動の設定で採用された入倉・三宅式の発案者である入倉考次郎氏らの意見を受けてできたものです。大阪地裁は、その背景を踏まえて、この条項の意味を、震源の断層面積などをもとに導かれる「平均値」に何らかの上乗せをする必要性の有無を検討すべき趣旨だと判断しました。ところが国は上乗せの必要性について何ら検討せずに原発設置変更許可を与えていることから、審査には看過しがたい過誤、欠落があると裁判所は断じたのです。当然の判断であると思われます。

この裁判では処分取り消しの対象が大飯3、4号機でしたが、この裁判の原告の皆さんが、高浜1、2号機、美浜3号機について、仮に「ばらつき」を考慮して1標準偏差を上乗せしたらどうなるかという試算をされています。高浜原発については、現行700ガルが1,100ガルに、美浜原発については現行993ガルが約1,330ガルに跳ね上がったのです。

過去に、場所と規模が予知された地震はひとつもありません。この過小評価となっている可能性の高い基準地震動によって、再稼働が進められることに私たちは強い危惧の念を抱かざるをえません。

*なお、上記試算の計算過程については、ウェブ上にアップされていますし、求められればいつでも提示は可能です。

以上のことより、福井県議会に対して下記のことを陳情いたします。

記

「請願の趣旨」で述べたような状態で、関西電力高浜原子力発電所1、2号機及び美浜原子力発電所3号機の再稼働に向けた手続きを進めていくことは極めて危険であることから、福井県議会においては再稼働を認めないという判断を行うこと。